人事異動

内閣

判事　山﨑　恒

高等裁判所長官に任命する（二月九日）

皇室事項

認証官任命式

二月九日午後六時三十五分、宮中において、高等裁判所長官山﨑恒の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、二月十一日イラン国の国祭日につき、同月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

平成二十二年度二級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付

平成二十二年度二級土木施工管理技術検定の合格者及び合格証明書の交付について、施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第三条及び第八条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十三年二月十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　平成二十二年度二級土木施工管理技術検定合格者　平成二十二年度二級土木施工管理技術検定に合格した者は、七、九五七名である。

二　合格者の受験番号の掲示　合格者の受験番号を次の各地方整備局、北海道開発局、北海道開発局釧路開発建設部、沖縄総合事務局及び東北地方整備局青森河川国道事務所・秋田河川国道事務所、北陸地方整備局富山河川国道事務所、中部地方整備局静岡国道事務所、中国地方整備局松江国道事務所・岡山河川事務所・岡山国道事務所、四国地方整備局高知河川国道事務所、九州地方整備局鹿児島国道事務所において掲示する。

なお、掲示する番号は、当該地区内で受験した者の受験番号である。

札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課

釧路市幸町十丁目三番地　国土交通省北海道開発局釧路開発建設部総務課

仙台市青葉区二日町九番十五号　国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課

青森市中央三丁目二十番三十八号　国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

秋田市山王一丁目十番二十九号　国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所

さいたま市中央区新都心二番地一　国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課

新潟市中央区美咲町一丁目一番一号　国土交通省北陸地方整備局企画部技術管理課

富山市奥田新町二番一号　国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所

名古屋市中区三の丸二丁目五番一号　国土交通省中部地方整備局企画部技術管理課

静岡市葵区南安倍二丁目八番一号　国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所

大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号　国土交通省近畿地方整備局企画部技術管理課

広島市中区上八丁堀六番三十号　国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課

松江市西津田二丁目六番二十八号　国土交通省中国地方整備局松江国道事務所

岡山市北区鹿田町二丁目四番三十六号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所

岡山市北区富町二丁目十九番十二号　国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所

高松市サンポート三番三十三号　国土交通省四国地方整備局企画部技術管理課

高知市六泉寺町九十六番地七号　国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所

福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号　国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課

鹿児島市浜町二番五号　国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所

那覇市おもろまち二丁目一番一号　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

三　合格証明書の交付申請

㈠　申請することができる者　財団法人全国建設研修センターの行う二級土木施工管理技術検定学科試験及び実地試験に合格した者

㈡　提出書類　合格証明書交付申請書

㈢　申請の受付期間　平成二十三年二月十五日から平成二十三年三月一日までとする。ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

四　申請書等の提出先　申請書等の提出先は次の各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局とする。

〒〇六〇―八五一一　札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課

〒九八〇―八六〇二　仙台市青葉区二日町九番十五号　国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課

〒三三〇―九七二四　さいたま市中央区新都心二番地一　国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課

〒九五〇―八八〇一　新潟市中央区美咲町一丁目一番一号　国土交通省北陸地方整備局企画部技術管理課

〒四六〇―八五一四　名古屋市中区三の丸二丁目五番一号　国土交通省中部地方整備局企画部技術管理課

〒五四〇―八五八六　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号　国土交通省近畿地方整備局企画部技術管理課

〒七三〇―八五三〇　広島市中区上八丁堀六番三十号　国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課

〒七六〇―八五五四　高松市サンポート三番三十三号　国土交通省四国地方整備局企画部技術管理課

〒八一二―〇〇一三　福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号　国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課

〒九〇〇―〇〇〇六　那覇市おもろまち二丁目一番一号　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

五　合格証明書交付　申請者に対し平成二十三年三月中旬以降に合格証明書を交付する。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年二月十五日

九州経済産業局長　滝本　徹

一　件名　中間ガス株式会社申請の供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十三年三月九日　午後二時から

三　場所　中間市中央公民館（福岡県中間市蓮花寺三丁目一番一号）

四　事案の要旨

1　中間ガス株式会社は、平成二十三年四月一日付で、西部瓦斯株式会社に吸収合併されることに伴い、西部瓦斯株式会社の一般ガス供給約款と同様の内容にするための一般ガス供給約款の変更を行う。

2　詳細は、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎本館）並びに中間ガス株式会社（福岡県中間市池田一丁目四番一号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した九州経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「中間ガス関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十三年二月二十三日までに、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一二―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎本館）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、九州経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。